年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録栃木確認地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和54年10月から55年3月まで 申立期間当時、私の国民年金については、同居の父が加入手続を行い、 保険料についても納入組合を通じて自分の保険料と一緒に納めていたので、 未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする父親は、国民年金に加入後、納付可能な保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の居住する地域では、申立期間当時、納入組合による国民 年金保険料の戸別集金が行われていたことが、市が保管する国民年金被保険 者名簿(紙台帳)において確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号 番号は昭和54年6月11日に払い出されており、申立期間の保険料は現年度 納付が可能であったことから、納付意識の高かった申立人の父親が、納入組 合を通じて自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付したと考えることは 不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

20 歳時に、自ら国民年金の加入手続を行い、以後の保険料は全て納付したと記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国 民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成8年3月3日にA市からB市に転入しているが、住民票によると、転入届は同年3月8日に提出されているとともに、申立人の所持する年金手帳にも同日付けで当該住所の変更が記載されB市のスタンプが押されていることから、申立人が遅滞無く届出を行い、申立期間の保険料に係る納付書を交付されていたことが推認できる。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料は、当時の保 険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月4日から23年3月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を21年10月4日に、資格喪失日に係る記録を23年3月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を21年10月から22年3月までは60円、同年4月及び同年5月は390円、同年6月から23年2月までは400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月4日から23年4月1日まで 昭和23年3月までA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金 保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及びD共済組合が保管する履歴書に記載された前歴により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和21年10月4日に同社総務部から同社C支店E出張所に異動)、申立期間のうち、昭和21年10月4日から23年3月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社が保管する人事記録に記載された給与改定の記録から、昭和21年10月から22年3月までは60円、同年4月及び同年5月は390円、同年6月から23年2月までは400円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する

機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年10月から23年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和23年3月2日から同年4月1日までの期間について、申立人は退職日をはっきり記憶していない上、B社が保管する人事記録には、同年3月1日付けで「依願解傭」と記載されている。

また、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、同僚から当該期間の勤務実態について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1454

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から同年12月30日まで 年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が12万6,000円となっているが、実際は20万円の標準報酬月額に基づいて給与から厚生年金保険料が 控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年12月30日以降の14年1月28日付けで、13年11月1日に遡って12万6,000円に減額処理されており、申立人と同様に減額処理されている者が、申立人以外に35人確認できる。

また、商業登記簿から、申立人は申立期間当時、当該事業所において役員でなかったことが確認でき、当該期間において雇用保険の加入記録を有している上、申立人は、当該事業所での業務内容はBで社会保険事務には関与していなかったとしていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所では保険料を滞納していたことが確認できる上、事業主及び経理担当者は、「申立期間当時、当該事業所では経営状況が悪化しており、厚生年金保険料を滞納していたため分割納付していた。」と回答しており、当該担当者は、「当時、会社から『管理職だけでは会社の滞納保険料を解消できないので従業員にも協力してもらう。』と聞いた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該処理

を遡及して行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録 処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業 主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要で ある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月2日まで 申立期間について、A社B支店から異動はあったが、同社に継続して勤務 しており、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得がいかない。 正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し (同社B支店から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、当該事業所は、「当社で保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和47年10月2日資格取得となっている。B支店には当時の資料が残っていないため分からないが、同支店で資格喪失日の日付を誤って届け出たのだと思う。」と回答していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和47年10月2日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和47年8月のオンラインの記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和47年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められることから、申立人のA法人(現在は、B社) における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和34年8月24日、申立期間 ②の資格喪失日に係る記録を37年4月10日に訂正し、申立期間①の標準報酬 月額を1万円、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要で ある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月24日から同年9月1日まで

② 昭和37年3月6日から同年4月10日まで

昭和34年7月から平成13年6月まで、正社員としてA法人に勤務し、途中退職したことは無いので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録及びB社の保管する人事記録により、申立人は、A法人に継続して勤務し(昭和34年8月24日に同法人C事業所から同法人D事業所に異動、37年4月10日に同法人D事業所から同法人C事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A法人における昭和 34 年 9 月のオンライン記録から 1 万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同社における 37 年 2 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事

務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたので、未納と されているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその母親から聴取しても、「届いた納付書に基づいて納めていたと思うが、当時の記憶は定かではない。」としているなど、当時の記憶は曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する昭和 63 年 7 月分から平成元年 3 月分の「国民年金保険料納付書・領収証書」(計 9 枚)は、いずれも 2 年 9 月 12 日付けで発行されており、このうち昭和 63 年 7 月分から同年 9 月分については、発行直後の平成 2 年 9 月 25 日に納付したことが確認できることから、この時点で時効が成立していない期間を最大限遡って納付したものであり、これ以前の期間については納付していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付した ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から51年3月まで

申立期間当時、A町(現在は、B市)役場から、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、以後、納付するようになった。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A町役場から国民年金保険料の納付書が送られてきた。」としているが、申立人から聴取しても、加入手続及び保険料納付に係る記憶は不明瞭であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 52 年 10 月にC市で払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間の直後である昭和51年4月から52年3月までの保険料を、53年7月8日に過年度納付していることが確認でき、これは、この時点で納付可能であった期間を最大限遡って納付したものであることから、申立期間については時効により納付できなかった可能性が考えられる。

このほか、申立期間の保険料を納付したことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から7年3月まで

20 歳になった時、母親がA市役所の出張所で、国民年金の加入手続と同時に学生の免除申請をしてくれたはずなので、申立期間が未加入期間とされ、免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親がA市役所の出張所で、国民年金の加入手続と同時に学生の免除申請をしてくれた。」と申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、A市及び申立人が申立期間当時居住していたB市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿の存在は確認できない。

また、国民年金制度上、申請免除については、住民登録している市町村において申請することとされているところ、申立人に係る住民票から、申立人は平成7年3月にB市からA市に転入していることが確認でき、申立期間当時はB市で住民登録していたと考えられることから、A市では免除申請はできなかったと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年7月から 63 年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から63年4月まで

昭和62年4月に、A市に戻ってきて転入届を出しに行った際、窓口で遡って国民年金に加入することを勧められ、保険料をまとめて払った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年4月にA市に転入する際、窓口で遡って国民年金に加入することを勧められ、申立期間の保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、保険料の納付方法、納付金額及び納付場所については全く覚えていないとしているなど、当時の記憶は曖昧であることから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年7月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、自身が所持している年金手帳には、昭和63年6月に結婚した後の氏名及び住所が記載されていることから、申立人は、国民年金の加入手続と併せて第3号被保険者該当の届出を行ったことが推認できる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年2月まで

20 歳になって間もなく、当時住んでいたA県B区の区役所職員が国民年金保険料の集金に来た記憶があり、以降、保険料はきちんと納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳には、「はじめて被保険者となった 日 昭和 57 年1月6日」と記載されていることから、申立人は、同年1月ま で勤務していた会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、 この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、 別の手帳記号番号が付与された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 50 年 2 月までは、 C県D市に住んでいたとしているが、戸籍の附票を見ても、申立人が同市に 住民登録していた形跡は見られないことから、同市において保険料を納付し ていた可能性は考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年9月までの期間、58年3月から同年7月までの期間、59年8月から同年10月までの期間及び60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から53年9月まで

② 昭和58年3月から同年7月まで

③ 昭和59年8月から同年10月まで

④ 昭和60年6月

申立期間①については、亡くなった父に、私が 20 歳になったときに国民 年金の加入手続をしてもらい、就職して厚生年金保険に加入するまでの間、 保険料を納付してもらった。

申立期間②は、申立期間③の再加入手続を行ったときに納付書の発行を 依頼し、後日納付書が郵送されてきたので、郵便局で納付した。

申立期間③は、退職した後、申立期間①をせっかく父が納付してくれたので、自分で市役所に行って加入手続を行い、その場で納付した。

申立期間④は、郵送で届いていた納付書で、郵便局で納付した。

以上のように、申立期間①から④までについて、保険料を納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその父親は他界していることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和61年6月に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるところ、この時点で申立期間①及び②は時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、申立期間①、②、③及び④は、当初は国民年金被保険者期間となっておらず、当該期間の保険料が時効により納付できなくなった平成2年4月以降に、被保険者期間として追加訂正されたことが確認できる上、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿でも同様の記録となっていることから、当該期間に係る納付書が発行された可能性は考え難い。

加えて、申立人に対して別の年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、このほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間、同年4月から平成元年3月までの期間及び2年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで

② 昭和60年4月から平成元年3月まで

③ 平成2年4月から3年3月まで

結婚後、妻が私の国民年金への加入手続を行い、二人分の保険料を納付してきた。また、申立期間当時、生活状況に変化は無かったので、保険料を納付できなかった理由は無く、免除申請をした記憶も無いので、申立期間①が免除、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の手続に直接関与していないとしており、申立期間の保険料を納付していたとするその妻から聴取しても、当時の記憶は具体的とは言い難いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の妻は、免除申請をした記憶は無いとしているが、オンライン記録によると、その妻も同期間免除となっており、申請日(昭和59年7月31日)及び承認日(60年2月18日)も同一年月日となっている。

さらに、申立期間②及び③について、オンライン記録によると、その妻が 厚生年金保険の被保険者となった平成2年9月以降を除き、夫婦共に未納と なっている。

加えて、申立期間①及び②は連続する 60 か月であり、このような長期間に わたり、行政側が継続して記録処理を誤ったとする可能性は低いと考えざる を得ない上、全ての申立期間について、オンライン記録及び市の国民年金被 保険者名簿の内容は一致している。 このほか、申立人の妻が、申立期間①、②及び③について、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

栃木厚生年金 事案 1457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年1月1日まで

年金記録によると、A事業所では昭和41年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているが、37年9月から当該事業所で働き始めたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚に関する供述から、申立人が、申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年12月1日以前については、適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が自分よりも先に入社している者として氏名を挙げた元同僚4名については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和41年1月1日に資格取得していることが確認できる上、同名簿において申立人と同日に資格取得した27名のうち、所在が確認できた17名に照会した結果、回答のあった14名は、いずれも資格取得日以前から当該事業所に勤務していたと証言している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。